

令和 8 年度税制改正要望

公益社団法人 福岡中部法人会

福岡中部法人会は、令和 7 年度の税制改正に関して、中小企業に係る税制を中心に、下記のとおりその実現を強く要望する。

記

(前書き)

最初に、改めて法人会は、歴史も古くその沿革から、長年にわたり常に税を中心に地域に密着した活動を行っている団体であると同時に、税の提言活動のみならず啓発活動・租税教育活動を積極的に行っている全国 70 万社で組織する団体である。この法人会からの税制改正要望は、中小企業が抱える問題を真摯に議論した生の声であり、これら要望が円滑に取り上げられるよう、政府税制調査会への全法連委員の参画を強く求めるものである。

1. 行政改革の徹底【継続】

財政健全化と社会保障の安定財源を確保するため、その前提に「行政改革の徹底」が必要である。国・地方のあり方を見直し、地方を含めた政府・議会が自ら身を削り、根本から行政改革の徹底に努めなければならない。

- (1) 地方行政単位の集約による行政コストや議会運営コスト効率化の実現。
- (2) 歳入庁創設など徴収一元化の実現とマイナンバーや法人番号の活用による納税状況の透明化と公正化の実現。特に法人番号は固有であることを活かし、行政上必要な番号として統一運用し、いたずらに他の番号を割り振って煩雑になることは避けるべきと考える。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行う。
- (5) デジタル化の積極的推進とペーパーレス化による事務経費の削減

2. 事業承継税制の抜本的見直し【継続】

根本的には取引相場のない株式について株主が実際に利益を得るのは、売却するときであって、その時の利益に課税すれば事足りるものとする。従って、非公開の株式は資本金相当で評価すべきと考える。

3. 消費税【継続】

- (1) インボイス制度導入をきっかけにいったん全ての事業者を登録事業者とした上で、小規模事業者が納税時に免税を申請する制度に改めることで、税負担や取引関係の不公平感をなくすことが望まれる。

法人税関係【継続・追加】

- (1) 事務処理および資産管理に関する負担軽減と効率化、理論的根拠から次の4点に絞り令和7年度での改正を強く求める。
- ア 少額減価償却資産の取得基準額の引上げ（法人税法・租税特別措置法上現行3つある少額減価償却資産制度を100万円未満に統一）
 - イ 交際費課税制度の廃止。
 - ウ 退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入制度の復活。
 - エ 中小企業法人に適用される軽減税率の適用所得金額を昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている金額を少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
 - オ 建物の大規模修繕に関しては、規模によっては費用が多額となることがあるため、修繕引当金の損金算入を認めてもらいたい。
 - カ 電話加入権については実質的な価値が認められないにも関わらず除却損できないのは、実態を反映していないため改めるべきである。
 - キ e-Taxを進める弊害として、納付書や通知書が納税者へ送られなくなったことにより、納付漏れなどの問題が顕在化しだしている。
滞納の未然防止を推進する上で、通知や納付書の送付は非常に効果が高いと判断され、税務当局としては推進すべきものとする。
特に、税の納付については、あらゆる納付手段をもって対応すべきであるとする。
税務署のDX推進は、時代の流れによる必要なものと認識しているが、効率化を優先するキャッシュレス納付への急速な移行は、納税者の納付手段を制限するものであり、納税者サービスの低下につながるものである。
中小の企業は少ない人員で経営しているところが大半であり、人材不足が中小企業に大きくのしかかっている現状に鑑みて、中小企業に限っての納付書、通知書の送付を再開すべきである。
- (2) 事前確定給与の届出は、決算終了日から4ヶ月以内か株主総会終了後の1ヶ月以内のいずれか早い日となっている。しかしながら、この届出で行う役員賞与の額は、来期の業績の見通しがつかない段階で出すことになり、現実的ではない。
決算期後半年を経過した時点で、この届出を出せるようにし、それに基づき損金処理できるよう改正してもらいたい。
また、届出金額は上限と改め、事業収益悪化の際に減額することも認めてもらいたい。
- (3) 法人は国と社会の繁栄に貢献する使命を持っているが、6割の法人が赤字となっており法人税を納付していない現状がある。特に大企業において欠損の繰り越しなどを利用して多額の収益を上げているにも関わらず、少額の納税にとどまっているケースも見受けられる。そこで、法人に限り高額納税者の公示制度を復活し、国民に対して可視化することを求める。

4. 所得税関係【継続・追加】

(1) 不動産所得の負債利子の損益通算

土地に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に他の所得との損益通算が認められていない。所得の計算上、この負債利子も必要経費であって、他の経費と区分する理由もないので、損益通算が認められるようにすることを求める。

(2) 土地・建物の譲渡損失の損益通算

土地政策の観点から土地・建物の譲渡所得は、分離課税とされているが、現在においては土地政策の背景が変化しており、むしろ譲渡所得を軽課して土地取引を促進すべき時期にあると認められる。また、損失を損益通算するのが所得税の本来の姿である。このため、総合課税の譲渡所得と同様に損益通算ができるようにすることを求める。

(3) 給与所得控除の見直し

給与の額が850万を超えると一律195万円の給与所得控除しか認められていない。しかしながらこれは、中小企業の経営者が職務に対する正当な対価として給与を受け取ろうとした場合に、自営業者に比較して経費控除が認められない分勤労意欲を削ぐ仕組みとなっている。給与所得控除の限度廃もしくは切り上げを求める。

(4) 配偶者控除・扶養控除の見直し

夫婦共働きの家庭が大半を占める中、少子化対策のためにも配偶者控除を廃止し、16歳未満の扶養控除の復活と拡充をすることで子育て世代の家庭の負担軽減につなげるべきと考える。また、控除対象期間を教育期間と整合させるために、現状の暦年から年度に改め、生まれ月による不公平感をなくすべきである。

(5) 居住用財産の特別控除額の適用要件の緩和

現在、居住用の住宅の売却について、以前に住んでいた家屋を売却した場合、住まなくなってから（住民票の異動???）3年以内の売却が要件として定められているところ、高齢者によっては、一人暮らしが出来ない状態で老人ホームなど介護施設へ入居する場合がある。この場合、入居期間については考慮されないこととなっているが、一定の要件を付すことで、期間の制限を緩和するよう求める。

5. 印紙税関係【継続】

現在の経済取引は、電子取引の拡大など取引慣行の変化により、文書課税としての印紙税の課税根拠に不合理・不公平な現象が生じている。また、政府のデジタル化推進の政策に対しても矛盾した制度となっている。したがって、印紙税の廃止を強く求める。

6. 地方税関係【継続】

個人住民税の一括納付

個人住民税の特別徴収について、納付先市町村が複数ある場合には特別徴収義務者の事務手続き簡素化のため、納付先市町村の明細書を添付して、その特別徴収義務者の本店所在地を管轄する市町村において一括納付ができるようにすることを求める。また、国税と同様の納付期限の特例も認められるべきである。

7. その他【継続】

中小企業の投資・開発促進のための税制の拡充

技術を持った中小企業が積極的に投資開発を行えるよう、財政出動は勿論、法人税制上の優遇措置を創設すべきである。その結果は中小企業を支える労働者の賃金を押し上げ、将来の税収拡大につながるものとする。

また、スタートアップ企業を促進するため、数年間の一括償却資産を認めるなど、優遇税制を拡充すべきである。